

警報発令時の対応

1 暴風・暴風雪警報、暴風・暴風雪特別警報発令の場合

- (1) 午前7時現在、暴風・暴風雪警報または暴風・暴風雪特別警報が長岡京市・向日市・大山崎町・京都市のいずれかに発令されている場合は、自宅待機とする。(他の注意報の場合は平常授業とする。)
- (2) 午前11時現在、暴風・暴風雪警報または暴風・暴風雪特別警報が解除されている場合は、13時15分からSHRを行い、5限より授業を行う。
- (3) 午前11時現在、引き続き発令されている場合は、臨時休業(家庭学習)とする。

2 河川氾濫・大雨・土砂災害に関する警報発令の場合

午前7時現在、河川氾濫・大雨・土砂災害について警戒レベル4危険警報・警戒レベル5特別警報が長岡京市・向日市・大山崎町・京都市のいずれかに発令されている場合は、臨時休業とする。

3 生徒が在校中、河川氾濫・大雨・土砂災害に関する警報(警戒レベル4危険警報・警戒レベル5特別警報)または暴風・暴風雪警報が発令された場合は状況判断のうえ措置をする。

4 臨時休業又は授業が欠けたときには、回復措置をとる。

5 休業日等に部活動、模擬試験等が行われる場合は、上記に準ずる。

6 生徒の住居地が長岡京市・向日市・大山崎町・京都市以外の場合で、その住居地において警戒レベル4危険警報・警戒レベル5特別警報(河川氾濫・大雨・土砂災害のみ)又は暴風警報が発令された場合は、上記の時刻を基準に、該当生徒について授業を出席停止として記録する。

※居住地や通学路周辺でいずれかの特別警報・危険警報が発表された場合や、気象状況及び交通機関の運休等により安全に登校できないと判断した場合は、学校に連絡の上登校を控えること。

図:警報発令時の対応

	暴風	暴風雪	河川氾濫	大雨	土砂災害
警戒レベル5相当	特別警報	特別警報	レベル5氾濫特別警報	レベル5大雨特別警報	レベル5土砂災害特別警報
警戒レベル4相当			レベル4氾濫危険警報	レベル4大雨危険警報	レベル4土砂災害危険警報
警戒レベル3相当	警報	警報	レベル3氾濫警報	レベル3大雨警報	レベル3土砂災害警報
	(1)午前7時現在で発令中 →自宅待機 (2)午前11時現在で解除 →13:15からSHR (3)午前11時現在で発令中 →臨時休業		午前7時現在で発令中→臨時休業		

交通機関に災害・事故等の影響がある時の対応（阪急京都本線だけに適用）

- 1 午前7時現在、阪急（大阪梅田方面に向かう路線のうち「桂駅—西山天王山駅」区間）が災害・事故等で運転見合わせとなっている場合は、自宅待機とする。
- 2 午前7時現在、運休していた阪急が午前11時までに運行を開始した場合は、13時15分からSHRを行い、5限より授業を行う。
- 3 午前11時現在引き続き阪急が運休している場合は、臨時休業とする。
- 4 災害・事故等で、やむを得ず遅刻又は欠席した生徒は、ホームルーム担任に届け、出席または出席停止とする。
- 5 臨時休業または授業が欠けた場合は、回復措置が取られる。
地震など災害による不通や予期できない事情等による場合も上記に準じる。